

# 重要なお知らせ！



## 盛土・切土や土石の堆積を伴う工事を計画・実施されている皆様へ ～ 盛土規制法による規制開始前後の取扱い ～

- 規制区域の指定日（令和7年5月26日の予定）から、盛土規制法による規制が開始されます。
- 規制区域内で、規制対象となる工事を行う場合は、知事の許可が原則必要となります。
- 規制対象となる工事については、裏面をご覧ください。

### （ご注意ください！）

規制区域の指定の前に、規制対象となる工事に既に着手している場合は、規制区域の指定日から21日以内（令和7年6月16日までの予定）に知事への届出が必要となります。（許可申請は不要です）

### <盛土規制法の許可取得の要否>

県ホームページに、フローチャートを掲載しています！

区分	イメージ	許可取得の要否
	<b>規制区域指定日</b> （令和7年5月26日の予定）	
1 （下の3～5の許可の取得がなく） 規制区域指定日以後に着手される 工事		盛土規制法の許可取得が 事前に必要です。
2 規制区域指定日より前に 既に着手されている工事 ※下の4及び5を除く		盛土規制法の許可取得は 不要です。ただし、 <u>規制区域 指定日から21日以内（令和 7年6月16日までの予定） に届出が必要です。</u>
3 規制区域指定日以後に 都市計画法の開発許可を取得して 着手される工事		盛土規制法の許可取得は 不要です。 ※ 盛土規制法の許可を受け たものとみなされます。
4 規制区域指定日より前に 都市計画法の開発許可を取得済み であり、 <u>旧宅造区域内</u> の工事 （旧宅造区域外の工事は、都市計 画法の開発許可を取得済みであっ ても、上の1又は2に該当）		盛土規制法の許可取得は 不要です。 ※ 都市計画法に基づく 規制が継続されます。
5 規制区域指定日より前に 旧法の許可を取得済みの工事		盛土規制法の許可取得は 不要です。 ※ 旧法に基づく規制が 継続されます。

（注）「旧法」とは、旧宅地造成等規制法をいいます。

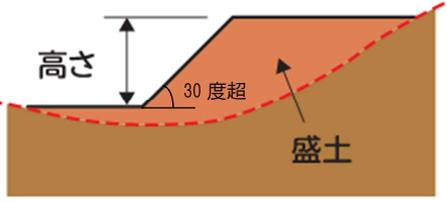
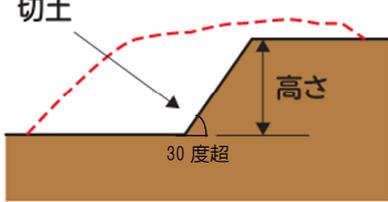
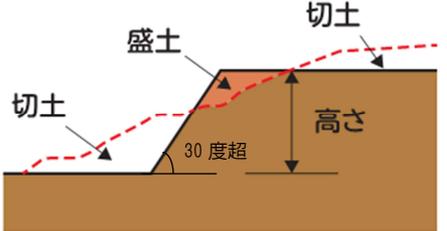
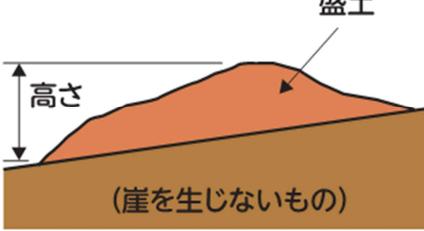
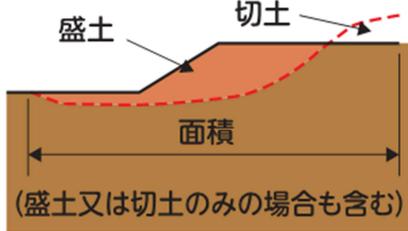
「旧宅造区域」とは、旧宅地造成等規制法第3条第1項により指定された旧宅地造成工事規制区域をいいます。この区域の範囲は、静岡県建築安全推進課のホームページで確認できます。

（URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/taishinka/1015979.html>）

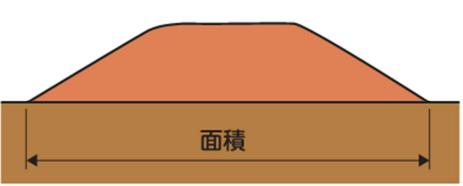
<規制対象となる工事> ※ 以下のいずれかに該当するもの

●宅地造成・特定盛土等

「崖」とは、地表面が水平面に対し、角度30度を超える箇所を指します。  
(風化していない硬岩盤を除く)

<p>①盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの</p>	<p>盛土や切土等により、土地の形質を変更する行為のことを指します。</p> <p>例えば...</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地を造成するための盛土・切土</li> <li>・残土処分場における盛土・切土</li> </ul>
		
<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが2 m超となるもの (①③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500 m<sup>2</sup>超となるもの (①②③④を除く)</p>
		

●土石の堆積

<p>⑥最大時に堆積する高さが2 m超となるもの (許可の対象は、面積が300 m<sup>2</sup>超のものに限る。)</p>	<p>⑦最大時に堆積する面積が500 m<sup>2</sup>超となるもの</p>	<p>一時的な土石の積み重ねを指します。(一定期間後に土石の除却が必要です)</p> <p>例えば...</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックヤードにおける仮置き</li> </ul>
		

<工事の着手時期の判断>

・規制区域指定日の時点で「着手済み」かどうかの判断基準は、以下のとおりです。

<p>「着手済み」と判断されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場において、設計図書と照合して行う最初のくい打ちが行われているもの</li> <li>・本体工事の準備段階で行われる準備工 (起工測量による位置出し、丁張りの設置など、本体工事を行う前提で行われるものに限る。) に着手されているもの</li> </ul>
<p>「着手済み」と判断されないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計段階における測量やこの測量のための除草等に着手されているもの (本体工事を行う前提とならないことから、工事の着手としては取り扱わない。)</li> </ul>

<その他>

- 盛土規制法に関しまして、県ホームページで最新情報で随時公表してまいります。
- 静岡市及び浜松市における規制内容については、各市へお問合せください。

担当部署

静岡県くらし・環境部 環境局 盛土対策課 盛土規制班 (電話番号 054-221-2264)

静岡県 盛土対策課

検索

詳しくは県ホームページを御確認ください。

